

個人情報ファイルの名称	生活保護法施行事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	生活保護制度の適正実施のために利用する。	
記録項目	1 社会的身分、2 健康情報、3 障がい、4 犯罪関係、5 氏名、6 住所、7 年齢・生年月日、8 性別、9 連絡先、10 個人番号、11 本籍・国籍、12 家族情報、13 学業・職業等、14 収入・支出、15 資産、16 税情報、17 公的扶助	
記録範囲	制度の利用を希望する者	
記録情報の収集方法	本人からの届出 実施機関内部（国保年金課、課税課、収税課、児童家庭課、保育課、障がい者支援課、高齢者支援課、営繕課）からの提供 他の実施機関（教育委員会）からの提供 他の官公庁（国、県、他市区町村）からの提供 民間・私人（社会保険診療報酬支払基金、社会福祉協議会、日本年金機構、医療機関、医療保険者、金融機関、保険会社）からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の実施機関（教育委員会） 他の官公庁（国、県、他市区町村） その他（社会福祉協議会）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	民生委員児童委員に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 連絡先、6 職業	
記録範囲	野田市民生委員・児童委員	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	日本赤十字事業に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	野田市赤十字奉仕団活動及び日本赤十字社資募集運動等の事務を補助する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 性別、5 連絡先	
記録範囲	野田市赤十字奉仕団団員、日本赤十字社会員及び寄附者	
記録情報の収集方法	本人からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	野田市遺族会に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	野田市遺族会の会員把握	
記録項目	1. 氏名、2. 住所、3. 連絡先	
記録範囲	生活支援課の窓口にて申請	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部 総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	生活困窮者の自立支援に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	生活困窮者の自立に向けた支援を行うにあたり、対象者の実態把握のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 本籍・国籍、8 家族情報、9 学業・職業等、10 収入・支出、11 資産、12 税情報、13 公的扶助、14 振込先口座、15 総合支援金の再貸付に関する情報	
記録範囲	生活困窮世帯	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（収税課）、他の行政機関等からの収集（国、都道府県）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	野田市社会福祉協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	特別弔慰金に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金（国債）を支給する事務を行うため。	
記録項目	1氏名、2住所、3性別、4電話番号	
記録範囲	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書を提出した者。	
記録情報の収集方法	本人からの届け出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	難病患者援助金に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	難病患者の方に、援助金を支給する事務を行うため。	
記録項目	氏名、2. 住所、3. 生年月日4. 連絡先、 5. 振込口座先	
記録範囲	野田市難病患者援助金支給申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人又は保護者からの届出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部 総務課	
	(所在地) 野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	(マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等（非課税世帯、家計急変世帯）に対する臨時特別給付金の支給にあたり、要件確認のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 連絡先、5 個人番号、6 家族情報、7 収入・支出、8 税情報、9 公的扶助、10 振込先口座、11 DV避難事例に関する情報、12 施設入所等に関する情報、13 本人確認書類に記載された情報、14 扶養を受けている事実、15 基準日以降の住所地	
記録範囲	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、課税課、生活支援課、市政推進室）、他の行政機関等からの収集（都道府県、他市区町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等（非課税世帯、家計急変世帯）に対する価格高騰緊急支援金の給付にあたり、要件確認のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 家族情報、8 収入・支出、9 税情報、10 公的扶助、11 振込先口座、12 DV 避難事例に関する情報、13 施設入所等に関する情報、14 基準日以降の住所地、15 本人確認書類等の提出書類に記載された情報	
記録範囲	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、課税課、生活支援課）、他の行政機関等からの収集（都道府県、他市区町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		

個人情報ファイルの名称	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯等（均等割非課税世帯、所得割非課税世帯、家計急変世帯）に対する価格高騰重点支援金の給付にあたり、要件確認のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 家族情報、8 収入・支出、9 税情報、10 公的扶助、11 振込先口座、12DV 避難事例に関する情報、13 施設入所等に関する情報、14 本人確認書類等の提出書類に記載された情報	
記録範囲	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、課税課、生活支援課）、他の行政機関等からの収集（都道府県、他市区町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	物価高騰重点支援給付金に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 生活支援課	
個人情報ファイルの利用目的	物価・賃金・生活総合対策として、物価高が続く中で低所得の方々の生活を守るため、特に家計への影響が大きい世帯及び定額減税しきれない額がある者に対し、給付金を支給することで生活・暮らしの支援を行うもの。	
記録項目	1 障がい、2 氏名、3 住所、4 年齢・生年月日、5 性別、6 連絡先、7 個人番号、8 個人識別符号、9 本籍・国籍、10 家族情報、11 税情報、12 公的扶助、13 振込先口座、14DV 避難事例に関する情報、15 施設入所等に関する情報、16 こどもの監護（扶養）の有無、17 本人確認書類等の提出書類に記載された情報	
記録範囲	物価高騰重点支援給付金対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、課税課、生活支援課、児童家庭課）、他の行政機関等からの収集（都道府県、他市区町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳交付に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者手帳交付申請を受付し、交付が認められた場合、障がい者手帳を交付するもの。障がい者手帳は、一定の障がいのある人に対して各種サービスの支援を受けやすくするもの。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 学業・職業等	
記録範囲	申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）	
記録情報の収集方法	申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の機関（障がい者支援課、生活支援課、児童家庭課、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	療育手帳交付に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者手帳交付申請を受付し、交付が認められた場合、障がい者手帳を交付するもの。障がい者手帳は、一定の障がいのある人に対して各種サービスの支援を受けやすくするもの。（知的障がいは、一貫した指導・相談を行うものです。）	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人識別符号、7 家族情報、8 学業・職業等	
記録範囲	申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）	
記録情報の収集方法	申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の機関（障がい者支援課、生活支援課、児童家庭課、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障害者手帳交付申請を受付し、交付が認められた場合、障がい者手帳を交付するもの。障がい者手帳は、一定の障がいのある人に対して各種サービスの支援を受けやすくするもの。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 連絡先、5 個人番号、6 個人識別符号	
記録範囲	申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）	
記録情報の収集方法	申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の機関（障がい者支援課、生活支援課、児童家庭課、	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護給付費等の支給決定等及び利用者負担額減額・免除等に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者等が障害福祉サービスを利用するにあたり、障害福祉サービスの給付に関する支給決定の事務を行うもの。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 家族情報、10 学業・職業等、11 収入・支出、12 資産、13 税情報、14 公的扶助、15 サービス等利用計画案	
記録範囲	申請者（障がい者、障がい児の保護者）	
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出、指定特定相談支援事業所及び医療機関からの必要書類の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の機関（生活支援課、高齢者支援課、国保年金課）、他の行政機関（県、市町村）、その他（千葉県国民健康保険団体連合会、指定特定相談支援事業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護給付費等の審査支払及び請求に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障害福祉サービス事業所等からの介護給付費等の請求審査及び支払を実施するもの。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 個人識別符号、4 請求情報	
記録範囲	各事業所（障害福祉サービス事業所等）	
記録情報の収集方法	障害福祉サービス事業所等からの請求データの取得	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関（県、市町村）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	障害児通所給付費の支給決定等及び利用者負担額減額・免除等に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい児が障害児通所支援を利用するに当たり、障害児通所支援の給付費の支給に関する支給決定の事務を行うもの。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 家族情報、9 税情報、10 公的扶助、11 障害児支援利用計画案	
記録範囲	申請者（障がい者、障がい児の保護者）	
記録情報の収集方法	本人からの申請書の提出、指定障害児相談支援事業所及び医療機関からの必要書類の提出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の機関（子ども支援室、児童家庭課、生活支援課）、他の行政機関（県、市町村）、その他（千葉県国民健康保険団体連合会、指定障害児相談支援事業者）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	障害児通所給付費等の審査支払及び請求に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障害児通所支援事業所からの障害児通所給付費等の請求審査及び支払を実施するもの。	
記録項目	1 氏名、2 年齢・生年月日、3 個人識別符号、4 請求情報	
記録範囲	各事業所（障害児通所支援事業所等）	
記録情報の収集方法	障害児通所支援事業所等からの請求データの取得	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関（県、市町村）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	重度心身障がい者医療費助成金支給事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	重度障がい者の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。	
記録項目	1 障がい、2 氏名、3 住所、4 年齢・生年月日、5 性別、6 連絡先、7 個人識別符号、8 家族情報、9 税情報、10 公的扶助、11 振込口座、12 医療保険情報	
記録範囲	申請者、受給資格者	
記録情報の収集方法	申請者、市の機関（課税課、国保年金課、生活支援課、児童家庭課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（精神通院）制度に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療費制度は、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療費制度で、精神通院医療、更生医療、育成医療に大別されます。 精神通院医療は、精神保健及び精神保健福祉に関する法律（精神保健福祉法）第5条第1項に規定する統合失調症等の精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人を対象とし、市は対象者に対し支給認定事務を行う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 家族情報、9 税情報、10 公的扶助	
記録範囲	申請者（障がい者、障がい児の場合、保護者）	
記録情報の収集方法	申請者、市の機関（課税課、国保年金課、生活支援課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	障がい者福祉手当に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 障がい者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	障がい者又は介護もしくは監護している人に対して、生活の安定を目的に、障がい者福祉手当を支給する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 連絡先、5 個人識別符号、6 本籍・国籍、7 家族情報、8 学業・職業等、9 収入・支出。10 税情報、11 公的扶助、12 振込先口座	
記録範囲	障がい者、その保護者及び同一世帯の者	
記録情報の収集方法	申請者、市の機関（課税課、高齢者支援課、生活支援課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	福祉タクシー利用助成に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	重度障がい者や要介護者等が会合への出席や通院などでタクシーを利用するに、運賃の一部を助成し、福祉の向上を図るもの。	
記録項目	氏名、住所、年齢・生年月日、連絡先、個人識別符号、要介護度、利用目的、乗車年月日、乗車区間、運賃項、事業者名、口座情報	
記録範囲	福祉タクシー利用者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関（市民課、高齢者支援課、課税課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	敬老祝金及び敬老祝品の支給事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図るもの。	
記録項目	氏名、住所、年齢・生年月日、性別、個人識別符号、本籍	
記録範囲	祝品・祝金支給対象者	
記録情報の収集方法	市の機関（市民課、高齢者支援課）公の情報（市町村）、その他（親族、医療機関、介護施設）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	民生委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	ひとり暮らし高齢者福祉台帳の管理等に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	市内に居住する 65 歳以上の高齢者のひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を保管し、不測の事態に備える。	
記録項目	氏名、年齢・生年月日、性別、連絡先、生計の状況、近親者の住所・氏名・性別・連絡先・交流状況、近隣との交流状況、住居の状況、民生委員の意見、健康情報	
記録範囲	ひとり暮らし高齢者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関（市民課）、民生委員	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	警察、包括支援センター（緊急時）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護用品支給事業に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	在宅で生活している要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）を介護している方又は要介護者等の本人に、介護用品を支給し、介護をしている者等の経済的な負担を軽減しようとするもの。	
記録項目	氏名、住所、年齢・生年月日、性別、連絡先、税情報、公的扶助	
記録範囲	介護用品受給者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関（市民課、高齢者支援課、課税課、収税課、生活支援課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	健康状態	
記録情報の経常的提供先	配送業者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	特別養護老人ホーム入所希望者の実人員調査事業に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	特別養護老人ホーム入所希望者の実人数を把握することで、必要となる施設整備の実態等を把握し、円滑な介護保険事業の運営を図るため、県が実施する「特別養護老人ホーム入所希望者の実態調査事業」に協力するもの。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 個人識別符号、6 家族情報、7 施設名、8 入所年月日、9 居所、10 特例入所要件、11 取下理由	
記録範囲	特別養護老人ホーム入所申込者、申込取下者	
記録情報の収集方法	市の機関又は議会（市民課、高齢者支援課）、その他（特別養護老人ホーム）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	特別養護老人ホーム	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	いきいきクラブ連合会等に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 高齢者支援課	
個人情報ファイルの利用目的	老人クラブの活動を通じて、高齢者が相互の親睦を図り生きがいのある毎日を送れるよう自主的な活動を推進するため、いきいきクラブ連合会の事務局として事務を行うもの。	
記録項目	氏名、住所、年齢・生年月日、連絡先、所属団体の名称、役職、経歴、功績	
記録範囲	いきいきクラブ会員	
記録情報の収集方法	本人、その他（いきいきクラブ会員）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者支援事業に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法に基づき、災害時の避難に配慮を要する者を把握し、特に支援を要する者については避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ本人の同意を得た上で避難支援等関係者と情報共有していくことで、災害発生時に的確かつ迅速な避難行動を実施しようとするもの。	
記録項目	氏名、住所、年齢・生年月日、性別、連絡先、個人識別符号、本籍・国籍、家族情報、要介護度、身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳の所持及び等級又は程度、障害の部位、難病名、出産予定日、母国語、日本語の理解度	
記録範囲	福祉タクシー利用者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関（市民課、高齢者支援課、障がい者支援課、生活支援課）その他（避難支援関係者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護保険料賦課事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、必要な保険給付を行ため、介護保険に関する法令及び野田市介護保険条例に基づき、65歳以上の被保険者に対して介護保険料を賦課する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、個人番号、6 個人識別符号、7 家族情報、8 税情報、9 公的扶助、10 住居状況	
記録範囲	65 歳以上の介護保険被保険者及び同一世帯員	
記録情報の収集方法	本人、市の機関（課税課）、他の行政機関等（他市町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関等（他市町村）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護保険受給者管理事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険サービスを利用した際の保険者負担分の給付費を適切に支払うため、受給者に関する要介護認定等に関する情報、居宅介護支援事業所に関する情報、介護保険の給付制限等の資格に関する異動情報を受給者台帳に記録したものを作成し、千葉県健康保険団体連合会に提供する。千葉県健康保険団体連合会は、介護サービスを提供している居宅介護支援事業所等からの介護サービス費の請求と受給者台帳を突合し、保険者が支払った介護保険給付費を居宅介護支援事業所等に支払う。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人識別符号、7 介護保険料の滞納情報、8 要介護度	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関(市民課)、他の行政機関等(千葉県国民健康保険団体連合会)、その他(介護事業者)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)総務部 総務課	
	(所在地)千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護保険資格管理事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の保険者業務を行うために、65 才以上の方（第1号被保険者）及び 40 才から 64 才の方（第2号被保険者）で老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護認定された方に関する氏名、生年月日、住所等の個人情報について、収集し、転入、転出、死亡等により資格の異動があった場合、適切に処理し管理する。また、野田市が保険者となるが介護保険の対象とならない適用除外施設入居者の個人情報についても同様に管理する。	
記録項目	1 氏名、住所、2 年齢・生年月日、3 性別、4 連絡先、5 個人番号、6 個人識別符号、7 本籍・国籍、8 家族情報、9 公的扶助、10 続柄、11 施設入所情報	
記録範囲	介護保険被保険者（過去に被保険者であった者も含む。）	
記録情報の収集方法	本人、市の機関（市民課）、他の行政機関等（他市町村）、その他（介護保険施設）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護保険給付管理事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の被保険者が受けた介護サービスの報酬の支払いに関する管理事務、被保険者の介護保険ケアプラン作成事業者の記録、管理事務、介護保険利用者の負担割合の決定、交付及び負担割合証の有効期間更新事務、介護保険負担限度額認定の決定、交付及び認定証の有効期間更新事務、介護サービスに係る利用者負担月額が一定の基準額を超えた場合に支給する高額介護サービス費の決定、支給事務等を行うことにより、介護保険制度を適切に運営する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 資産、9 税情報、10 公的扶助、11 続柄、12 施設入所情報、13 介護保険料の滞納情報	
記録範囲	介護保険被保険者、介護保険負担限度額認定の申請者及びその配偶者、他市町村住所地特例対象者	
記録情報の収集方法	本人、本人の親族、市の機関(課税課)、他の行政機関等(他市町村)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)総務部 総務課	
	(所在地)千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護保険要介護認定・要支援認定事務ファイル	
市の機関の名称	野田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法及び野田市介護保険条例に基づき、介護保険被保険者等の要介護認定・要支援認定を行う。	
記録項目	氏名、住所、年齢・生年月日、性別、連絡先、個人情報、個人識別符号、家族情報、学業・職業、公的扶助、意見・要望、趣味・嗜好、性質・性格、	
記録範囲	介護保険被保険者、事前申請者、介護扶助対象者および親族	
記録情報の収集方法	本人、家族、実施機関内部、医療関係者（主治医・看護師）介護関係者（介護支援専門員・介護士等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	市の機関（高齢者支援課、都市計画課）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市 鶴奉 7－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	野田市高齢者住宅改造費助成事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	日常生活を営む上で支障がある高齢者が、住宅の一部を改造しようとする場合に、当該住宅の改造に要する費用に対し助成を行うことにより、高齢者の自立の促進と介護者の負担の軽減を図る。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 連絡先、5 個人識別符号、6 家族情報、7 資産、8 税情報、9 要介護・要支援情報、10 利用者負担の割合	
記録範囲	野田市高齢者住宅改造費助成金の申請者、住宅の所有者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関(収税課)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)総務部 総務課	
	(所在地)千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護保険料収納管理事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 介護支援課	
個人情報ファイルの利用目的	加齢に伴って生ずる疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、必要な保険給付を行うため、介護保険に関する法令及び野田市介護保険条例に基づき、65歳以上の被保険者に賦課した介護保険料を収納管理する。	
記録項目	1 氏名、住所、2 年齢・生年月日、3 連絡先、4 個人識別符号、5 家族情報、6 学業・職業等、7 収入・支出、8 税情報、9 公的扶助、10 住居状況	
記録範囲	65歳以上の介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関(収税課)	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)総務部 総務課	
	(所在地)千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	(マニュアル処理ファイル)
備 考		

個人情報ファイルの名称	介護予防ケアマネジメント事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 地域包括支援課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険法に基づき、要支援者及び基本チェックリストで事業対象の基準に該当した者（以下、「事業対象者」という）に対して、自立を目標とした適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うもの。 対象者の心身の状況、おかれている環境その他状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、支援計画を作成して介護予防及び日常生活支援をする。対象者自身及び家族が自ら行うことその他、本人が活用できるよう支援計画上位置づけるサービスとして、訪問型サービス（第１号訪問事業）、通所型サービス（第１号通所事業）、その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）のほか一般介護予防事業や市町村の独自事業、市場において民間企業により提供される生活支援サービスや住民による互助などがある。	
記録項目	１ 健康情報、２ 障がい、３ 氏名、４ 住所、５ 年齢・生年月日、６ 性別、７ 連絡先、８ 家族情報、９ 学業・職業等、１０ 収入・支出、１１ 資産、１２ 税情報、１３ 公的扶助、１４ 申出書にある介護支援専門員個人情報	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関又は議会（高齢者支援課）、他の行政機関等又は他団体の議会（警察）、その他（家族、病院、介護事業者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（健康情報、障がい）	
記録情報の経常的提供先	警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉７番地の１	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第１号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第２号（マニュアル処理ファイル）

備 考	
-----	--

個人情報ファイルの名称	総合相談事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 地域包括支援課	
個人情報ファイルの利用目的	総合相談は、地域に住む高齢者に関するさまざまな相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的にフォローするとともに、必要に応じて地域包括支援センターの他の業務に継続していくもの。	
記録項目	1 健康情報、2 障がい、3 氏名、4 住所、5 年齢・生年月日、6 性別、7 連絡先、8 家族情報、9 学業・職業等、10 収入・支出、11 資産、12 税情報、13 公的扶助	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関又は議会（高齢者支援課）、他の行政機関等又は他団体の議会（警察）、その他（家族、親族、病院、介護事業者、近隣住民）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（健康情報、障がい）	
記録情報の経常的提供先	警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	権利擁護事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 地域包括支援課	
個人情報ファイルの利用目的	権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行うもの	
記録項目	1 健康情報、2 障がい、3 氏名、4 住所、5 年齢・生年月日、6 性別、7 連絡先、8 家族情報、9 収入・支出、10 資産、11 税情報、12 公的扶助、13 住環境	
記録範囲	介護保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、市の機関又は議会（高齢者支援課）、他の行政機関等又は他団体の議会（警察）、その他（家族、病院、介護事業者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（健康情報、障がい）	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	包括的・継続的ケアマネジメント支援事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 地域包括支援課	
個人情報ファイルの利用目的	多様な生活課題を抱えている高齢者やその家族が課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用でき、地域で安心してその人らしい生活を継続するため	
記録項目	1 健康情報、2 障がい、3 氏名、4 住所、5 年齢・生年月日、6 性別、7 連絡先、8 家族情報、9 学業・職業等、10 収入・支出、11 資産、12 税情報、13 公的扶助	
記録範囲	介護保険被保険者、介護支援専門員	
記録情報の収集方法	本人、市の機関又は議会（高齢者支援課）、他の行政機関等又は他団体の議会（警察）、その他（家族、病院、介護事業者）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む（健康情報、障がい）	
記録情報の経常的提供先	警察	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	認知症サポーター及び認知症キャラバン・メイトの養成及び活動支援に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部 地域包括支援課	
個人情報ファイルの利用目的	認知症を正しく理解し、自分のできる範囲のボランティア活動として認知症の人やその家族を見守る認知症サポーターを養成し、及び活動支援を行い、並びに認知症サポーターを養成する講座の講師となり、自らも講座を開催できるキャラバン・メイトに対する活動支援を行い、もって認知症に関する正しい理解を普及するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 学業・職業等、7 研修等の受講に関する情報、8 認知症サポーター、9 キャラバン・メイトの活動に関する情報	
記録範囲	認知症サポーター養成講座受講希望者、認知症サポーター、キャラバン・メイト養成研修受講希望者、キャラバン・メイト	
記録情報の収集方法	本人、市の機関又は議会（市民課）、他の行政機関等又は他団体の議会（他団体の認知症サポーターキャラバン事務局）、その他（キャラバン・メイト、キャラバン・メイト連絡協議会）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）千葉県野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		